

令和6年度第1回池田町入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	令和6年7月12日（金） 池田町役場3階東会議室	
委員	金山紀久（公益財団法人とかち財団理事長）・竹川博之（公認会計士）・平井智子（弁護士）（五十音順）	
町関係者 （事務局他）	餌取光一（副町長）企画財政課：佐々木卓也（課長）・林祐信（主幹）・岸塚洋（管財契約係主査）・堀井敏夫（管財契約係主任）建設水道課：野澤忠弘（課長）・川村博之（主幹）・原田淳（建築係兼土木係主任）・安岡惇広（水道施設係技師）農林課：佐野寛（課長）佐々木康典（耕地整備係長）	
審議対象期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日	
議事	<p>(1) 町が発注した工事及びこれに関連する委託業務に関し、入札及び契約手続の運用状況等について報告</p> <p>(2) 町が発注した工事等のうち、委員会が抽出したのものに関し、制限付一般競争入札に係る入札参加資格要件の設定理由及び経緯、指名競争入札に係る指名の理由及び経緯、随意契約に係る業者選定理由及び経緯等の審議</p> <p>(3) 町が発注する工事等に係る入札契約制度の適正化に関する事項についての審議</p> <p>(4) 工事等の入札及び契約手続並びに指名停止等の措置に係る再苦情の審議</p> <p>(5) 談合情報の審議</p> <p>(6) その他</p>	
委員からの意見・質問、それに対する回答等		
	意見・質問	回 答
議事（○質問、●意見・要望）		
<p>（1）入札及び契約手続の運用状況</p> <p>●昨年度の当委員会で指摘したところだが、別記様式2-1, 2-2の契約の相手方を明記したことにより、契約の経緯等が明確となり、改善されたと感じている。</p>		

(2) 抽出案件の審議、意見の具申及び勧告

①[11号 西3条通整備工事]

○町内に舗装業者はいるか。

⇒地元の舗装専門業者はおらず、札幌本社の舗装業者の営業所がある。

○設計変更により当初発注時より30%以上の増額となっている。概数発注しているので、数量確定による増減は設計変更の合理的理由と理解できるが、工種の追加等は当初設計で予見できなかったのか。

⇒現地詳細調査等の実施設計をしない状況で、標準断面×工事延長で数量を算出し工事積算していた。施工業者の現地調査後、最終フォーメーションや付帯設備を確定しようと考えていた。

○概数が確定することで請負代金が40%も変更になっているのは、概数といえども大きすぎるのではないか。

⇒当初設計・発注に甘さがあったのは否めない。ただ、小学校統合により、従来バス路線でない路線にバスを通すこととなり、バスの振動が酷いので緊急修繕する必要があり超概数で発注した経緯がある。

○入札結果を見ると1位と2位の入札額に大差がない。工事を急ぐ理由があっても、確定しないものが多い中での発注と、もう少し正確な内容での発注とでは結果に違いがあったのではないのか。

⇒詳細の設計があっても概数であっても、同条件で積算すればシステムではほとんど変わらないと考えられる。

○工事期間中に単価の増減はなかったのか。数量だけの増か。

⇒数量の増加のみ。

②[18号 山根の沢川沈砂池整備工事]

○入札参加資格審査申請は1者からのみか。

⇒工事内容確認のためのパスワード交付申請は、もう1者あったが、資格審査申請が出されたのは、この1者のみ。

<p>○他にも検討されていた業者がいたということか。</p> <p>○資格審査委員会から入札までの日程表を初めて見たが、議会向けに作成しているものか。また、格付名簿に記載されている業者数はかなりの数になるが、どの程度の申請を想定していたか。</p> <p>○最終的に1者となったが、どのように考えているか。</p> <p>○1者入札は、どの時点で業者は知ることか。</p> <p>③[29号 池田小学校給排水管改修工事（電気設備）]</p> <p>○国の物価調査会の物調とは違う、北海道のLED単価を使用したとのことだが、年度で単価改定があるが、それを間違ったわけではないか。</p> <p>○池田町役場が持っていた非公表の単価の方が、応札業者より高かった。最低制限価格は見積比較価格のいたい90%くらいか。</p> <p>○見積合せに際しては、LED単価が違うことを教えるのか。</p> <p>○道単は前年度実績で決定しているのか。</p>	<p>⇒町内事業者でBクラスの特定制業者がいた。</p> <p>⇒議決案件については、日程的に事務手続きに間違いが起こらないように従来から作成している。また、申請の想定数は、町内の土木業者の7者、7企業体を期待していた。</p> <p>⇒企業体を組むには工事規模がやや小さかった。また、隣接町のAクラス業者が町内業者と企業体を組んでまで、町内A、Bクラスの特定制業者と競争する気がなかったと考える。</p> <p>⇒入札会場で初めて知ることになる。</p> <p>⇒それはない。北海道が策定している、建築のLED新設施工単価は、非公表がルールとなっている。そのため、近い単価は出しても若干道単と差異が出る。</p> <p>⇒そのとおり。</p> <p>⇒何が違うかは公表しない。ただ、全者無効であることと、最高入札額を公表する。</p> <p>⇒そのとおり。北海道の積算部が決定している。</p>
--	--

<p>○LEDは中国からの輸入品か。</p> <p>○為替の問題がなかったにしろ、資材高騰している中で、業者の単価が下回るのとは解せないところがある。</p> <p>○入札取り止め後の見積合せは、どのような流れで行うのか。</p> <p>○道単が非公表だと今後も低入のケースはあり得るか。</p> <p>④[90 豊田排水路整備工事]</p> <p>○再入札となった積算ミスの原因は、落札者か、発注者か。</p> <p>○どのような積算ミスか。</p> <p>○入札後、疑義申立てがあったようだが、どうして疑義がだされたのか。</p>	<p>⇒国産品である。</p> <p>⇒電材関係資材は、4月と10月に値段が上がっているが、値上がりに合わせて道単の値上がり幅を業者が把握できていなく、差が生じたことが考えられる。</p> <p>⇒入札取り止め後、全者に随意契約の申し込みをし、見積合せの時間を告知する。その際、辞退の有無を確認し、応札業者には指定時間に来庁してもらう。</p> <p>⇒あり得る。ただ、価格乖離が想定されるような場合は、道単を使用せず、見積単価を使用する等の対応も考えていく必要がある。</p> <p>⇒発注者が違算していた。</p> <p>⇒パッケージ単価ではなく、見積歩掛から単価を作成する際に、機械損料において、『供用1日当り換算値損料額』を入力すべきところ、『供用1日当り損料額』を入力し、結果、単価が安く算出された。</p> <p>⇒入札において、次点であった業者が、自身が最低制限価格で入札したにもかかわらず、それより低い入札額で落札したのは積算に誤りがあると判断したと考えられる。</p>
--	---

<p>○積算誤りの箇所まで判ったのか。</p> <p>○1 回目入札で最低制限価格で応札し、くじ引きになった業者が2 回目入札では入札額を高くしているが、何が合ったのか。</p> <p>○設計書錯誤報告起案文書の正しく積算した場合の最低制限価格と、再入札時の最低制限価格が違っているのはなぜか。</p> <p>●入札業者が使用しているような積算ソフトを使って、積算チェック体制を作るべき。</p>	<p>⇒疑義申立てするからには、多分判っていた。ほとんどがパッケージ単価で1 っだけ見積歩掛単価があれば推測もできた。</p> <p>⇒1 回目入札から2 回目入札の2 週間程度の間、どこか違う現場を受注したことが推測される。</p> <p>⇒再精査して変更となった（積算基準日の変更）。起案文書の最低制限価格を遡及訂正する。</p> <p>⇒業者と同様なチェックができれば精度は上がるが、それなりの費用負担が発生する。当面は、パッケージ単価以外の策定単価については、二重三重のチェックがなされるよう、マーキング等を施し決裁を受けるよう指導している。</p>
--	---

委員による意見の具申又は勧告の内容

意見の具申及び勧告

・委員からの意見

●積算疑義申立ての制度は策定して良かったと感じた。ただ、再入札等は発注者も受注者も無駄なコストがかかるので、無いようにしてもらいたい。

●他町で発生した贈収賄事件が気になっている。指名競争入札参加者指名選考委員会が機能していなく、贈収賄事件に波及したと考える。そのためにも、指名選考委員の定期的な入れ替えを行い、恣意的、意図的なものが入り込まないようにし、かつ、事務局案が素通りする様なことが無いようにする。また、契約相手の固定化にも注視する必要がある。

・具申及び勧告はなし

(3) 入札契約制度の適正化の審議、意見の具申

・なし

(4) 入札及び契約手続並びに指名停止等の再苦情の審議

・なし

(5) 談合情報の審議

・なし

(6) その他

- ・別記様式 2-2 の番号 86, 90, 112, 133 の 4 件とも契約相手が同一である。地元業者か。1 者随意契約か。1 者応札か。
⇒町内に建築設計業者はいない。当町の多くの物件を手掛けている建築設計業者であり、改修工事設計等のため受注率が高いと推察している。入札は 4 者指名競争入札で実施しており、4 者とも応札している。
- ・入札参加制限（俗称：一抜け方式）適用の検討結果報告
⇒建設工事の分離分割発注に伴う事務取扱要領第 4 条の規程適用を資格審査委員会にて検討したが、分割発注できる大型事業がなく、工事件数自体も少なくなっていることから令和 6 年度は適用しないこととした。しかしながら、落札結果に著しい偏りが生じ、地元経済の衰退、建設事業者の経営悪化を招くような状況が見受けられれば再度検討する。
- ・入札監視委員会審議資料等のペーパーレス化について
⇒令和 7 年度委員会より審議資料等のペーパーレス化を実施する。（事前データ配付、当日タブレット等による閲覧）

抽出案件の入札・契約情報

(単位：円)

区分	入札方法	番号	名称	種別	入札参加資格者数	くじ引き業者数	予定価格内入札業者数	予定価格超入札業者数	無効入札業者数		入札辞退業者数	契約金額(税別)	落札率	設計変更増減額(税別)
									最低制限価格未満	左記以外無効札				
工事	指名競争入札	11	西3条通整備工事	舗装工事	4	0	4	0	0	0	0	18,600,000	95.73%	7,540,000
工事	制限付 一般競争入札	18	山根の沢川沈砂池整備工事	土木工事	1	0	1	0	0	0	0	57,100,000	96.96%	
工事	指名競争入札	29	池田小学校給排水管改修工事 (電気設備)	電気工事	3	0	0	0	3	0	0	入札不調：随意契約		
工事	随意契約	29	池田小学校給排水管改修工事 (電気設備)	電気工事	3	0	2	0	0	0	1	6,150,000	94.91%	
工事	指名競争入札	90	豊田排水路整備工事	土木工事	7	2	4	1	1	0	1	池田町工事請負契約等の入札に係る積算疑義申立て手続に関する要綱により再入札		
工事	指名競争入札	90	豊田排水路整備工事	土木工事	7	2	5	0	1	0	1	33,925,990	90.39%	384,010